

## 令和4年 第1回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年1月17日（月）午後2時00分～午後2時48分

2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

3. 出席委員数 15名

4. 欠席委員数 0名

|    |     |       |   |     |       |   |     |       |
|----|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|
| 会長 | 15番 | 衛藤 英教 | 出 |     |       |   |     |       |
| 委員 | 1番  | 三代 忠佑 | 出 | 6番  | 渡邊 丸美 | 出 | 11番 | 廣瀬 英雄 |
|    | 2番  | 麻生祐三子 | 出 | 7番  | 衛藤 講治 | 出 | 12番 | 三宮 憲治 |
|    | 3番  | 後藤 綾子 | 出 | 8番  | 小野伊八郎 | 出 | 13番 | 後藤 茂廣 |
|    | 4番  | 木村滋一朗 | 出 | 9番  | 久保田直宏 | 出 | 14番 | 工藤 妙子 |
|    | 5番  | 小野不二夫 | 出 | 10番 | 工藤 幸市 | 出 |     |       |

5. 議事録署名委員の指名

12番 三宮 憲治 13番 後藤 茂廣

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 藤田 美智  
係 員 阿南 光典 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 現況証明(非農地証明)について
- (5) 議案第5号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は15名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。  
それでは、これからの方の進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は 15 名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和 4 年第 1 回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後 2 時 00 分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長 日程 2 の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 20 条第 2 項の規定により、私より指名します。12 番 三宮憲治 委員、13 番 後藤茂廣 委員にお願いします。

## (3) 報告事項

議長 日程 3 の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和 3 年第 12 回定例総会から本日の令和 4 年第 1 回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料 1 にまとめております。

まずは、資料 1 をご覧ください。その中から、※のついた 6 点について、2 ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料 1 を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

議長 続いて、「報告第 2 号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案書の 2 ページをお開き下さい。12 月 15 日開催の第 8 回農地委員会での審査結果の報告になります。「報告第 2 号 農地所有適格法人の要件審査について」(議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

「議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和4年1月17日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて令和4年1月16日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第1号の案件につきましては、13番後藤茂廣委員・15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの方の進行につきましては、14番工藤妙子委員にお願いします。

14番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第1号についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

14番委員 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14番委員 挙手全員により、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、原案のとおり決定されました。

13番委員・15番委員の入室を認めます。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

（とき、午後2時19分）

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 20 分)

議長 次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。  
「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 1 番三代忠佑委員にお願いいたします。

1 番委員 清川の三代忠佑です。1 月 6 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転についてあります。譲渡人は県外在住のため、申請地の管理が困難であったことから、令和 2 年から譲受人に管理をお願いしてきました。今回、譲渡人が申請地を譲り渡したいと譲受人に相談したところ、贈与で話がまとまったため、申請を行ったものです。なお、譲受人の父が主に耕作を行っていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、135 アールとなり、下限面積の 30 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてあります。譲受人は、申請地を 10 年前から管理を依頼されてきました。譲渡人は市外に居住しており管理が出来ないため、改めて相談をしたところ、譲受人も居住地に近く利便性が良いことから売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、71 アールとなり、下限面積の 30 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 2 番麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員 緒方の麻生祐三子です。1 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてあります。譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、県外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和 3 年 11 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1 アールとなり、指定農地の下限面積を超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、農業を行っておらず、申請地の管理を譲受人にお願いしていましたが、今回、正式にもらって欲しいと譲受人に相談しました。譲受人も、自身の経営地に近く、利便性が良いことから、売買で話がまとまりたため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、348 アールとなり、下限面積の 30 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号 5 番の 1 案件を 14 番工藤妙子委員にお願いいたします。

14 番委員

大野の工藤妙子です。1月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢で農業を行っておらず、後継者もいないことから令和 2 年から譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲受人が申請地を譲り渡して欲しいと相談したところ、売買で話がまとまり申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、335 アールとなり、下限面積の 30 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号 6 番の 1 案件を 5 番小野不二夫委員にお願いいたします。

5 番委員

犬飼の小野不二夫です。1月 7 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 6 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は市外在住で高齢のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和 3 年 11 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅の近隣の農地で、利便性が良いことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、1 アールとなり、指定農地の下限面積を超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 2 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件についてこれより質疑を許可します。

委員

[ありません]の声あり

議長

他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 2 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 2 号の番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について、原案

のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。  
「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号1番及び番号2番の2案件を9番久保田直宏委員にお願いいたします。

9番委員 三重の久保田直宏です。1月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は申請地近接地で農業を営んでおり、これまで農業用機械の保管場所として自宅隣接の借地を利用していました。今回、地主からの申し出があり立ち退くこととなり、移転先を探していました。申請地以外の土地も探しましたが地主との話がまとまらず断念していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。申請地は、譲渡人が昭和60年に農地法第5条許可を受けて一般住宅を建築するため所有権を取得しましたが、縁談が破談になり転用事業に未着手となっていました。譲受人は現在、市内の借家に子どもと5人で生活をしていますが、住宅の新築を計画しました。生活圏が変わらない地域で土地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業を営んでいなかったため、売買で話がまとまり、事業計画変更申請と同時に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分の第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第3号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第3号の番号1番及び番号2番までの2案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第3号の番号1番及び番号2番までの2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番までの2案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第4号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。  
「議案第4号 現況証明（非農地証明）について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号3番までの3案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から番号3番の3案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号1番及び番号2番の2案件を3番後藤綾子委員にお願いいたします。

3番委員 三重の後藤綾子です。1月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者 ●●●●さんの、現況証明願いについてであります。申請地は、亡祖父が農地法第4条許可を取得せずに転用を行った土地ですが、植林後20年以上経過しており、現況は山林となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に、番号2番の案件については、所有者 ●●●●さんの、現況証明願いについてであります。申請地は、申請者が養鶏業を行うにあたり、農地法第4条許可を取得せずに鶏舎を建築した土地ですが、建築後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を5番小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の小野不二夫です。1月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者 ●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●さんの、現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は進入路および駐車場用地となっていますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はなく、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第4号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第4号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第5号 農地移動適正化幹旋委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。  
「議案第5号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」  
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。  
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の案件を、それでは、番号1番の1案件を、9番久保田直宏委員と20番羽田野幸一委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話をうながすためには幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 これをもちまして、令和4年第1回農後大野市農業委員会定例総会を終わります。  
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後2時48分)

議事録署名委員 12番委員 三宮高治

〃 13番委員 後藤茂廣